

1. 事業者

- (1) 設置者名 社会福祉法人 大村福祉会
(2) 所在地 長崎県大村市徳泉川内町829番地
(3) 電話番号 (代) 0957-54-2106
(4) 代表者氏名 理事長 小林 克敏

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護老人福祉施設（長崎県指定4270500244）
- (2) 事業所の目的 要介護状態にある老人等が入所することにより安心して快適な日常生活の場を提供することを目的とした施設です。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム泉の里
- (4) 事業所の所在地 長崎県大村市東本町583番地
- (5) 電話番号（代表） 0957-54-2107
- (6) 施設長 小林 加津代
- (7) 管理者 小林 加津代
- (8) 当事業所の運営方針
- 1) 当施設は介護老人福祉施設として要介護状態に応じて専属の介護支援専門員による介護計画に基づき良質なサービスの提供を行い快適な入所生活を営むことができるように努めます。
 - 2) 施設は、介護保険法等の基本理念に基づき利用者おひとり、おひとりの個別処遇に徹して生活の質の確保及び向上を重視し健康管理、日常生活動作の維持・回復の援助に努めるとともに「明るく」「和やか」な雰囲気のなかで安心してご利用していただけるようにサービスの充実に努めます。
 - 3) 事業の実施にあたっては、医療機関をはじめ、大村市、地域の保健・福祉・サービス事業者並びに各指定居宅介護支援事業者などとの連携を密にし協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めます。
 - 4) 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備します。
- (9) 開設年月日 昭和57年9月1日
- (10) 入所定員数 55名 ①ユニット7名 ②ユニット7名 ③ユニット8名 ④ユニット7名
⑤ユニット8名 ⑥ユニット7名 ⑦ユニット11名
- (11) 居室 共同生活室
- | 部屋室 | 総面積 | 一人当たり面積 | 共同生活室数 | 面積 | 一人当たり面積 |
|---------|-----|---------|--------|-----|---------|
| ◎ 個室 | 55室 | 821.13㎡ | 14 | 93㎡ | |
| ◎ 共同生活室 | 7ヶ所 | 203.64㎡ | 3 | 70㎡ | |

3. 職員の配置状況と勤務体制

当事業所では、利用者に対して施設サービスを提供する職員として以下の職員配置をします。

(1) 主な職員配置

1. 施設長	1名
2. 管理者	1名
3. 生活相談員	1名以上
4. 医師	2名以上
5. 看護職員	4名以上
6. 機能訓練士	1名以上
7. 介護職員	19名以上（内ユニットリーダー7名）
8. 管理栄養士	1名以上
9. 栄養士	1名以上
10. 介護支援専門員	1名以上
11. 調理員	5名以上
12. 事務員	2名以上

(2) 勤務体制

施設長・管理者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士

介護支援専門員・事務員

・日勤務 8：30 ～ 18：00 を基本

介護職員

・日勤務 8：30 ～ 18：00 を基本

・夜勤務 17：00 ～ 翌9：00

調理職員

・早出勤務 4：30 ～ 13：30

・日勤務 8：30 ～ 18：00

4. 職員の職務内容

職員はご利用いただく利用者に対して次の職務を担当します。

1. 施設長は事業の実施状況の把握、職員への指揮命令及び監督を行い、適切な事業が実施できるように総括します。
2. 医師（非常勤）は毎週の回診（必要時は随時）により入所者の保健衛生医療業務に従事します。
3. 事務員は、庶務、会計、経理および泉の里の事務に従事します。
4. 生活相談員は入所の申し込みに係る調整や入所者の心身の状況を的確に把握しながら日常生活上の相談援助等の指導を行います。又、初期入所者に対しては、心身の安定を図るなど適切な相談援助を行います。
5. 看護職員は入所者全般の健康管理をはじめ、病弱者等に対し適切な処置及び看護を行い、病状の急変が生じた場合に速やかに嘱託医の指示を受け対処すると共に必要に応じてご家族へ連絡を行う等、医療全般の援助を行います。

6. ユニットリーダーは介護職員を統括し、看護師、生活相談員と協力し、利用者の日常生活に必要な援助、介護に従事します。
7. 介護職員は生活相談員やユニットリーダーと協力し、利用者の生活指導、利用者の日常生活に必要な援助、介護に従事します。
8. 機能訓練指導員は心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
9. 管理栄養士は各種関係法令等に基づき、食品衛生管理及び献立並びに栄養指導等を行います。
10. 介護支援専門員は定期的なケアカンファレンスを行ない、おひとりおひとりの状態に応じた介護計画を立案すると共に、随時必要に応じ綿密なケアカンファレンスを行い、充実した介護計画の確立に努めます。
11. 調理員は管理栄養士の指示に基づき、食事の調理及びサービスの提供を行います。

5. サービス提供における事業者の義務

当事業者は、入所者に対してサービスを提供するに当たって、入所者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護に配慮すると共に自立して家庭復帰をめざした生活介護を行なうなど、契約書に規定される義務を負います。当事業所では、次の事を守ります。

- (1) 入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、嘱託医又は主治医と連携しながら、入所者及びご家族からのご意見を承り、確認します。
- (3) サービス提供時において病状の急変が生じた場合は、速やかに当事業所の嘱託医又は、主治医及び家族へ連絡を行なう等の必要な処置を講じます。
- (4) 非常災害に関する具体的計画を策定し、定期的に避難、救出その他訓練を行ないます。
- (5) 所者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入所者又は家族の請求に応じて閲覧させ、必要に応じて複写物を交付します。
- (6) 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入所者及び家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。(守秘義務)

※ **ただし、入所者に緊急で医療上の必要性がある場合には、医療機関に入所者の心身等の情報を提供します。**

- (7) 長期入院等の際にそのベッドを短期入所等で活用する場合は文書にて同意書を得ます。
- (8) 感染症の発症及びまん延に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を実施します。
※委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。
- (9) ハラスメント等における対応策予防計画などについて
※相談窓口や各種研修会、委員会の設定の努力の義務が示され、予防対策被害防止のための指針の整備、担当者の設置や窓口設置を行い取り組みます。

6. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する高齢者権利擁護委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

7. 当施設入所に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者から自己負担で原状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・公の秩序または善良な風俗に反するような行為は行わないで下さい
- ・当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) サービスの利用は別紙施設介護計画書に基づき提供します。

(3) 事業所内は禁煙となっております。

(4) 異性介護を行うことがあります。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意または過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

※本事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

(1) 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

(2) 保険名 福祉事業者 総合賠償責任保険

9. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は入所者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。ただし契約期間中、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- 1) 入所者が退所したとき及び病院等に入院し、一定期間が経過した場合
- 2) 入所者が死亡した場合
- 3) 要介護認定の判定結果、自立又は要支援1、要支援2と判定された場合
- 4) 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 5) 施設の滅失や重大なき損により、入所者のサービスの提供が不可能になった場合
- 6) 当事業所が介護保険の指定を辞退もしくは取消された場合
- 7) 入所者から解約又は契約解除の申し入れがあった場合、契約の有効期間であっても入所者から利用契約を解約することができます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。
 - ・介護保険給付対象外サービスの料金の変更に同意できない場合
 - ・事業所の運営規定の変更に同意できない場合
 - ・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める施設介護サービスを実施しない場合

- ・事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、入所者の身体・財物・信用等を傷つけたり又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・入所者が他の入所者に身体・財物・信用を傷つけられた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

8) 事業者からの契約解除の申し出があった場合

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・入所者が伝染病又は悪質な疾病に罹患し、他の入所者に伝染する状態となった場合
- ・入所者が、疾病又は負傷のため入院し3カ月が経過した場合、又は入院時その入院が3カ月以上の入院治療が必要と診断された場合

【入所者が病院等に入院された場合の対応について】

① 検査入院等、短期入院の場合

6日以内（連続して7泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

（1日あたり外泊時算定246円、居住費2066円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

- ・入所者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又不実の告知を行ないその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・入所者が料金の支払いを3カ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なう等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
※カスタマーハラスメントが発生した場合も含む
- ・入所者が、契約書に定める禁止行為を行い、事業者又はサービス従事者の制止にかかわらずその行為を続ける場合

9) 退去する場合

入所者の持ち物の処分は、本人又は家族（代理人、保証人を含む）が行うこと。なお施設に委託する場合は、施設は必要経費を本人または家族（代理人、保証人）へ請求できるものとする。なお、限度額について50万円とする。

10. 当事業所が提供するサービス

1) 食事

- ・食事は、管理栄養士の献立表により、栄養・身体状況・嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の自立支援の為、離床し食堂で食事をしていただくことを原則とします
- ・入所者の病状に応じて療養食を提供します。療養食とは主治医の発行する食事箋に基づいて提供される糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食のことです。
- ・食事時間 **朝食 8:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～**

2) 入浴

- ・週2回を原則として行っています。(必要に応じ随時対応)
- ・入所者の身体状態に合わせて一般浴・リフト浴・特殊浴など適宜選択して行います。
- ・健康の状態により入浴のできない方には、全身清拭を行います。

3) 排泄

- ・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についての適切な援助を行います。

4) 機能訓練

- ・入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復またはその減退を防止するため訓練計画を立案し必要な機能訓練を行います。

5) 健康管理

- ・常に入所者の健康状態を専任看護職員により把握し、嘱託医師およびその他の協力医療機関の医師の指導指示の基で健康管理を行います。
- ・日常及び夜間などの緊急時には嘱託医により必要な措置が講じられるよう体制が整備確立されています。
- ・入所者が入院を要する事態が生じた時には即時入院可能な体制をとっています。
- ・泌尿器科医、外科医、精神科医、歯科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻科医についてそれぞれ専門医師と万全な体制が確立されています。

6) 社会生活上の便宜

- ・当事業所では、日常生活に潤いと和やかさのある生活をしていただくために適宜、行事、レクリエーションを行なうなどゆとりある明るい場の提供に努めます。
- ・主な行事

隔週 機能訓練指導員による機能訓練

毎月 誕生会・消防訓練・地域運動会への参加

時節 餅つき大会・納涼祭・敬老会・元旦祭・花見ドライブなど

適時 レクリエーション委員会企画によるサークル活動・入所者作品展・その他

7) その他

感染症対策体制の徹底、介護事故発生の防止、褥瘡の防止等、各委員会を設け施設サービスの質の向上を図ります。

1 1. 協力医療機関

- (1) 中村医院（内科）嘱託医
- (2) 岡循環器内科医院（内科・循環器科）嘱託医
- (3) 中澤病院・植木診療内科（精神科）
- (4) 新大村アイクリニック・うのき眼科（眼科）
- (5) 赤司歯科（歯科）
- (6) 山口耳鼻科（耳鼻科）
- (7) 篠原皮膚科（皮膚科）
- (8) 緊急時受入協力医院 国立病院機構長崎医療センター 大村市民病院

1 2. 当事業所に面会の際の留意いただく事項

- (1) 面会 ・面会簿に記帳されてから面会をお願いします。
・飲食物持込の際は、必ず担当介護職員に報告をお願いします。
- (2) 館内は禁煙となっておりますので、ご協力をお願いします。

1 3. 当事業所の利用料金について

- (1) 基本料金（1日あたりの自己負担金、日常生活継続支援加算、看護体制加算、
夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算Ⅰ、栄養マネジメント強化加算を含む）
- 1) 施設利用料（要介護認定による介護度、および所得の段階（第1段階～第4段階）に
よって利用料が異なります。食費、居住費を含む負担額です。

要介護 1	第1段階	1,949円	第4段階	4,335円
	第2段階	2,039円	第4段階（2割）	5,104円
	第3段階①	2,789円	第4段階（3割）	5,873円
	第3段階②	3,499円		
要介護 2	第1段階	2,019円	第4段階	4,405円
	第2段階	2,109円	第4段階（2割）	5,244円
	第3段階①	2,859円	第4段階（3割）	6,083円
	第3段階②	3,569円		
要介護 3	第1段階	2,094円	第4段階	4,480円
	第2段階	2,184円	第4段階（2割）	5,394円
	第3段階①	2,934円	第4段階（3割）	6,308円
	第3段階②	3,644円		
要介護 4	第1段階	2,165円	第4段階	4,551円
	第2段階	2,255円	第4段階（2割）	5,536円
	第3段階①	3,005円	第4段階（3割）	6,521円
	第3段階②	3,715円		
要介護 5	第1段階	2,234円	第4段階	4,620円
	第2段階	2,324円	第4段階（2割）	5,674円
	第3段階①	3,074円	第4段階（3割）	6,728円
	第3段階②	3,784円		

- ※ 上記金額に褥瘡マネジメント加算として3円／月（2割：6円、3割：9円）が別途加算されます。
- ※ 上記金額に個別機能訓練加算Ⅱ、Ⅲとして40円／月（2割：80円、3割：120円）が別途加算されます。
- ※ 1ヶ月の総合計単位数に介護職員等処遇改善加算14%が加わります。
- ※ 医師が診療の必要を認め、夜間～早朝、配置医師の勤務時間外に往診をした場合、下記の料金が加算されます。
 - ・ 325円（配置医師の勤務時間外）／回（2割：650円、3割：975円）
 - ・ 650円（早朝・夜間）／回（2割：1300円、3割：1950円）
 - ・ 1300円（深夜）／回（2割：2600円、3割：3900円）
- ※ 排泄に介護を要する場合、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合 10円／月（2割：20円、3割：30円）加算となります。
- ※ 管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合 6円／1回（2割：12円、3割：18円）（1日3回を限度）が加算されます。
- ※ 医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に管理栄養士が再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。
200円／1回（2割：400円、3割：600円）（1回を限度）
- ※ 入所後30日間に限って、上記施設利用料に30円／日（2割：60円、3割：90円）加算されます。
- ※ 外泊された場合は外泊初日と最終日を除き、上記施設利用料に代り介護度に関係なく246円／日（2割：492円、3割：738円）（1月に6日を限度）となります。
- ※ 経口摂取維持のためのサービスを提供した場合、その内容により400円／月（2割：800円、3割：1200円）、100円／月（2割：200円、3割：300円）の加算となります。原則として6ヶ月を限度としますが、医師又は歯科医師の指示により必要に応じて引き続き加算されます。
- ※ 歯科衛生士が口腔ケアを月に2回以上行った場合に90円／月（2割：180円、3割：270円）、口腔ケアマネジメントに係る計画の作成と技術的助言・指導を実施した場合に110円／月（2割：220円、3割：330円）加算されます。
- ※ 看取り介護を行った場合は、その日数に応じ、加算されます。
 - ・ 死亡日前45日～31日 72円／日（2割：144円、3割：216円）
 - ・ 死亡日前30日～4日 144円／日（2割：288円、3割：432円）
 - ・ 死亡日前日および前々日 780円／日（2割：1560円、3割：2340円）
 - ・ 死亡日 1,580円／日（2割：3160円、3割：4740円）
- ※ 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ・ 退所前後訪問相談援助加算 460円（2割：920円、3割：1380円）
 - ・ 退所時相談援助加算 400円（2割：800円、3割：1200円）
 - ・ 退所前連携加算 500円（2割：1000円、3割：1500円）

※ ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況やその他心身の状況等に係る基本的な情報の評価を行った場合に加算されます。

・科学的介護推進体制加算 50円/月（2割：100円、3割：150円）

※ 自立支援のために特に必要な医学的評価を行った場合に加算されます。

・自立支援促進加算 280円/月（2割：560円、3割：840円）

※ 入所者等の病状が急変した場合において協力医療機関の医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している場合に加算されます。

・協力医療機関連携加算 50円/月（2割：100円、3割：150円）

※ 医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関に対し入所者等の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。

退所時情報提供加算 250円/回（2割：500円、3割：750円）

※ 管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。

退所時栄養情報連携加算 70円/回（2割：140円、3割：210円）

※ 原爆被爆者等は食費、居住費を除き個人負担額の減額があります。

（２）その他の料金

１）日用品代（実費） ティッシュペーパー・タオル・ナプキン等の日用雑貨

２）教養娯楽費（実費） サークル活動の材料費・教材費等

３）理美容費（実費）

４）医療費（実費）

５）個人購入費【特殊おむつ代・嗜好品等】（実費）

※今後、介護報酬改定等、制度改正による利用料の変更については、通知のみとさせていただきます。なお、異議がある方は当法人まで申し出ください。

１４．非常災害時の対策

（１）非常時の対応

防災連絡協議会に定められた防災計画を基に近隣住民と連携をとり対応をします。

（２）消防計画等

消防署への防災訓練計画書を提出し、その指導の基で防災に関し常に職員に対し指導訓練を実施し、その体制の確立に努めています。

１５．事故発生時の対応

（１）事故発生時の手順

１）事故の第一発見者はその事実を速やかに当日の責任者に報告する

２）責任者はその事実を確認し看護師と連携をとる

３）責任者はその事実を速やかに施設長に報告する

４）看護師と責任者が医師の対応が必要だと判断した場合、速やかに嘱託医へ連絡する

５）看護師と責任者が医療機関への搬送が必要だと判断した場合、速やかに協力医療機関に受入要請を行い搬送する。（大村市立病院・国立長崎医療センター）

６）看護師と責任者の判断でその必要性がある場合、救急車（レスキュー隊）を手配する

７）責任者はその事実を速やかに家族（身元引受人）に報告する

(2) 事故発生後の対応

- 1) 責任者は利用者の状態を確認し今後の対応を職員と家族とで検討する
- 2) 責任者は利用者の今後の対応を施設長に報告する
- 3) 責任者は事故の内容を確認し損害補償等の対象となる場合、その事実を施設長に報告し速やかにその処理を進め、誠意ある対応を行なう

16. 外部評価について

外部評価については、現在実施していない。

17. 苦情等の受付

(1) 苦情受付窓口

- 1) 苦情受付担当者 生活相談員：岩永 千恵
- 2) 受付時間及び電話番号 0957-54-2107 (24時間対応)

(2) 苦情処理体制

- 1) 苦情処理責任者 施設長：小林 加津代
- 2) 苦情処理検討委員
生活相談員：岩永 千恵 / 介護次長：木村 裕介
介護支援専門員：達田 智美 / 事務：佐藤 三枝子
泉の里第三者委員 元大村市訪問調査員 介護支援専門員：三橋 房子
TEL 0957-53-2612
元大村福祉会職員：宮田 美佐子
TEL 090-7451-6363

※ 苦情内容により上記以外の関係職員の参加を伴う

(3) 苦情処理の手順

- 1) 苦情を受け付けた担当者は、速やかにその事実を苦情処理責任者である施設長、小林加津代まで報告する。
- 2) 苦情処理責任者の指示の基、苦情処理検討委員による苦情解決検討会議を開く。
- 3) 苦情解決検討会議で決議された解決策を記録に残す。
- 4) 苦情窓口担当者はその解決策について誠意をもって相手に説明し意見と理解を求め、今後のサービス向上に努める。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

大村市福祉保健部長寿介護課	所在地：〒856-0832 大村市本町458番地2 電話番号：0957-20-7301
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地：〒850-0025 長崎市今博多町8番地2 電話番号：095-826-1599
長崎県福祉サービス相談運営 適正化委員会	所在地：〒852-8555 長崎市茂里町3-24 電話番号：095-842-6410

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 大村福社会 特別養護老人ホーム泉の里

説明者職名 _____ 氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム泉の里のサービスの提供開始に同意し受領しました。

入居者

住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____

(入居者との続柄 _____)

連帯保証人 1	氏名: _____ 印 住所: _____ 連絡先: _____ 入居者との続柄: _____ 連帯保証の極度額: _____ 円 極度額の算定根拠: 利用料(介護費、居住費、食費)の6ヶ月分相当額
連帯保証人 2	氏名: _____ 印 住所: _____ 連絡先: _____ 入居者との続柄: _____ 連帯保証の極度額: _____ 円 極度額の算定根拠: 利用料(介護費、居住費、食費)の6ヶ月分相当額

